

書類

昭和二年九月二十一日起案
起案者
抄印
月 日發付
發付掛
抄印

主務局、部
取扱者捺印
松本
發付後起
案者捺印

起案部紙(甲)

(主務) 軍需局長
第一課長

大臣 副官
書記官

第一部長
第一課長

總務部長
第一課長

松本部長

電報刻令案

昭和二年九月二十一日

佐鎮長官宛

佐世保軍需部係官一撃催索一八〇系

九月廿一日午後三時四十分發電濟

局、部	受月日	發月日
官房	九月廿一日	
軍務		
人事		
教育		
軍需		
醫務		
經理		
建築		
法務		
艦政	2.9.23	2.9.23
軍令		

臣

0504

定扱

160

番号
官房第二十七號電報

軍

軍

毛ノ
 六口糸特別大
 備際ニ付其ノ取
 計
 演者用トモ
 世係防

計

算

③

0506

電報



昭和二年九月五日

第一課長

佐世保防備隊副長

西尾船政本部各員殿

電報

本隊及鎮海防備隊大演習用トシテ百八十米繫船索各三十条至急供給方取計ラワレタシ

繫船索長さ一八〇米トモノソコナリ

此等トシテ大演習中付合ハ方取計ハシム

(P)



模造半葉十三行部紙

海軍

2090 紙 達 送 報 電

號番過通

2

局 着		局 發				宛 名	
者務當信受	信受	付 受	號 番	局信發	數 字	類 種	
	午前 午後 九時 五分	午前 午後 八時 五分	九月 廿一日	第七 二號	廿七 九	官 報	ニ ニ カ カ ニ セ イ
レ 夕 エ 、 サ お お フ						定 指	
キ カ タ ト リ ハ カ ラ フ							着信局日附印
三 〇 也 ケ イ キ カ カ ク						事 記	號番信着
一 ト ル ケ イ サ ヤ カ ク							—
ウ ヨ ウ ト エ チ 一 ハ エ ニ フ							
エ お 、 タ イ イ イ エ ニ フ							
ホ ニ タ イ イ ヨ ヒ ハ エ ニ フ							

省 軍 海